## 主 文 被告人等の本件控訴はいずれもこれを棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、末尾に添付した被告人等の弁護人B同C共同作成名義の別紙 控訴趣意書と題する書面記載のとおりである。これに対し次のとおり判断する。 論旨第一点について。

記録を調査すると被告人Aは原審において他の相被告人等と同じく本件公職選挙法違反事件につき弁護士Bと弁護士Cを弁護人に選任していたところ、原審第一Bと指定していて原審裁判官は被告人Aを除く他の相被告人等の主任弁護人の指定していることが認められるにかかわらず被告〈要旨〉人Aの主任弁護人の指定的ないのである。しかし原審第一回とがあったことは記録上認められないのである。しかし原審第一回においてくて指述のを当時、被告人Aの弁護人のうちBは、公判期日においてく同告人Aの弁護人の方ちBは、公判期日においてく同告人名を任弁護人の指定を受けたもののように他の相等上に対しては同意であるして、とが認められるのである地位に基く被告主任弁護人としてあるしても、同弁護人に指定されたと同様に訴訟行為をしたものは、同弁護人に指定されたと同様に訴訟行為をしたものような特人のように所にであるいたがなかったとの原審訴訟手続上の違背が判決に影響をあるいて主任弁護人の指定がなかったとの原審訴訟手続上の違背を主張する論すものとは到底認められないのであるから、被告人Aに関し法令違背を主張する論旨は結局理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)